

## 三重県低入札価格調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」又は、同令第167条の10の2第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、工事設計金額が5千万円以上（建築工事及び付随する付帯工事については1億円以上）の工事、及び5千万円未満の工事制度の適用が必要と認められる工事とする。

### (基準)

第3条 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」又は、同令第167条の10の2第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」とは、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 前項の額の算定は、一般土木工事にあつては予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とし、その他の工事については、別表1に掲載した調査基準価格の算定額、若しくは別途定めた算定方法による額とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。

- 一 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
- 四 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として、重点調査基準価格を定める。なお、重点調査基準価格は、予定価格の10分の7.5とする。

## (参加業者への周知)

第4条 対象工事を担当する発注機関の長は、公告又は指名通知の際において下記の事項を記載するものとする。

- 一 本要領の適用があること。
- 二 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の低入札価格調査等に協力すべきこと。

## (入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われ、その者が落札候補者となった場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。この場合にあつては、直ちに様式6により、建設業室に報告するものとする。ただし、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式6による報告は不要とする。

## (調査の実施)

第6条 前条の入札が行われた場合には、工事執行機関の長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容により、入札者から提出された調査資料の分析、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格が、重点調査基準価格の105分の100を乗じた額を上回る場合は、第二号から第九号までの内容についての調査、事情聴取及び関係機関への照会を省略することができる。

- 一 その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収)
- 二 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- 三 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- 五 手持ち資材の状況
- 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 七 手持ち機械数の状況
- 八 労務者の具体的供給見通し
- 九 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- 十 その他の必要な事項

2 前項の調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者については、入札後速やかに、別表2掲載の『見積内訳書等の検討に係る判断基準について』を踏まえ、「三重県低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料の提出を求めることとする。

## (調査の結果についての措置)

第7条 工事執行機関の長は、前条による調査結果を基に、次の各号の区分により処理する。

- 一 工事設計金額が5億円以上の工事については、原則として、三重県低入札価格審査会(以下「審査会」という。)の意見を求めるものとする。この場合は、工事執行機関の長は調査結果を記載した書面(様式2及び3、または様式2及び3-1)を審査会に

提出するものとする。

- 二 前号以外の工事については、工事執行機関に設置している競争入札審査会に諮るなどにより、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について様式1により通知するとともに、様式1-1により、建設業室に報告するものとする。ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合は、様式1の送付を省略することができるものとするほか、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式1-1による報告は不要とする。
- 三 入札者がした低入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、第一号に準じ、その意見を求めなければならない。ただし、別表2の1基本的判断基準の～、別表2の2見積内訳書の判断基準～又は～により失格とした場合については、様式2-1による審査委員長への報告にかえることとする。

## 第8条 削除

(審査会の審査及び意見の表示)

第9条 審査会は、第7条の規定により工事執行機関から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面(様式4)によって意見を表示するものとする。

2 審査会の意見は、出席者の過半数をもって決定するものとする。

(審査会の意見に基づく落札者の決定等)

第10条 審査会の表示した意見が工事執行機関の長の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、工事執行機関の長は、価格競争における最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を、又は総合評価方式により評価値が最も高かった者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最も評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。

2 工事執行機関の長は、審査会の表示した意見が自己の意見と異なった場合において、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、競争入札審査会に諮るなどして、次順位者を落札者とすることができる。

3 前2項の場合にあつて、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、第6条以降と同様の手続きによる。

4 工事執行機関の長は、審査会の意見と異なった落札者を決定した場合は、審査会の委員長に対して様式5により報告するものとする。

5 工事執行機関の長は、落札者の決定をしたときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について様式1により通知するとともに、様式1-1により、建設業室に報告するものとする。ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合は、様式1の送付を省略することができるものとするほか、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式1-1による報告は不要とする。

(その他)

第11条 低入札価格調査対象工事においては、公告又は指名通知の際において、調査基準価格を下回って契約した場合は、次の事項が適用される旨を周知するものとする。

- 一 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。
- 二 専任の担当技術者1名を追加して定め工事現場に配置すること。
- 三 専任の担当技術者については、3か月雇用は求めないが、直接的恒常的雇用関係であり、共通仕様書で定めている主任技術者としての資格を有していること(担当技術者は、監理技術者の要件や、入札参加資格における施工実績等は求めない。)
- 四 共同企業体においても、専任の担当技術者は1名でよいものとし、代表者、構成員のいずれの雇用者であるかは問わないこと。
- 五 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないこと。
- 六 専任の担当技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由に限り、変更できるものとする。
- 七 三重県建設工事請負代金毎月部分払制度を適用すること。
- 八 契約後の設計変更に際しては当初の請負比率で変更請負額を算定すること。
- 九 発注者が実施する工事实態調査等に際しては協力すること。
- 十 不誠実な行為に対しては適切な措置を講じること。

附則 1 この要領は、平成10年 8月 1日から施行する。

2 三重県土木部低入札価格調査実施要領は廃止する。

附則 この要領は、平成12年 8月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成14年 6月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成15年 1月14日から施行する。

(同日の指名審査会に諮る対象工事から適用)

附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成16年 6月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年 6月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

## 別表1 調査基準価格の算定 (下記の額は第3条第2項にある『100分の105』は乗じた額)

調査基準価格 = P

## 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$$

## 建築工事

$$\text{【一般】 } P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

$$\text{【解体工事】 } P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

## 鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

## 機械設備製作・据付工(下水機械設備工事を除く)

$$P = \{\text{直接製作費} + \text{直接工事費}\} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

## 電気・通信設備工事(下水電気・通信設備工事を除く)

$$P = \{\text{機器費} \times 0.81 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{技術者間接費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

## 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.81 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.6 \\ + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$$

直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格Pは、予定価格の2/3を下回る時は2/3、8.5/10を上回る時は8.5/10とする。調査基準価格の端数処理は、P/1.05値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.05の2/3を下回る場合は、2/3以上となるようにP/1.05値の万円未満を切り上げるものとする。

また、第3条第3項の重点調査基準価格P1は、予定価格の7.5/10とする。重点調査基準価格の端数処理は、P1/1.05値の円未満を切り捨てるものとする。

なお、別表1における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別途定めるものとする。

注) 企業庁が発注する工事については、別途定めるものとする。

共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

(参考)

積算基準		鋼橋積算基準		機械設備工事積算基準																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">直接工事費</div>	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">材料費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">製作費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">工場塗装費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">輸送費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">架設費</td></tr> </table> </div>	材料費	製作費	工場塗装費	輸送費	架設費	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">直接製作費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">材料費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機器単体費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">労務費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">塗装費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">直接経費</td></tr> </table> </div>	直接製作費	材料費	機器単体費	労務費	塗装費	直接経費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">直接工事費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">輸送費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">材料費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">労務費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">塗装費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">直接経費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">仮設費</td></tr> </table> </div>	直接工事費	輸送費	材料費	労務費	塗装費	直接経費	仮設費
材料費																							
製作費																							
工場塗装費																							
輸送費																							
架設費																							
直接製作費																							
材料費																							
機器単体費																							
労務費																							
塗装費																							
直接経費																							
直接工事費																							
輸送費																							
材料費																							
労務費																							
塗装費																							
直接経費																							
仮設費																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">共通仮設費</div>	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">共通仮設費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">間接労務費</td></tr> </table> </div>	共通仮設費	間接労務費	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">間接製作費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">間接労務費</td></tr> </table> </div>	間接製作費	間接労務費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">間接工事費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">共通仮設費</td></tr> </table> </div>	間接工事費	共通仮設費												
共通仮設費																							
間接労務費																							
間接製作費																							
間接労務費																							
間接工事費																							
共通仮設費																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">現場管理費</div>	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">工場管理費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">現場管理費</td></tr> </table> </div>	工場管理費	現場管理費	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">間接製作費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">工場管理費</td></tr> </table> </div>	間接製作費	工場管理費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">間接工事費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">現場管理費</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">据付間接費</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 10px;">設計技術費</div> </div>	間接工事費	現場管理費	据付間接費											
工場管理費																							
現場管理費																							
間接製作費																							
工場管理費																							
間接工事費																							
現場管理費																							
据付間接費																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">一般管理費等</div>	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">一般管理費等</div>	⇔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">一般管理費等</div>																			

## 別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

社会資産の構築を行う公共事業は、貴重な県民の税金を原資とし執行することからも公正な競争のもと、適正な契約関係を締結し的確な受注者側の技術力で一定水準以上の品質を確保することが必要である。

また、入札に際しては健全な企業経営のもと適正な見積りを行い技術力の競争結果、低廉な価格で受注することは、品質の確保、労働災害防止、元請・下請の適正な関係確保、建設産業労働者の賃金確保等が担保されて契約することは、低入札価格調査制度の目的に合致する。

このため、入札においては当該判断基準の適用を明示するとともに、**基本的判断基準の ~ 及び見積内訳書の判断基準 ~ 及び** を1つでも満足しない場合は失格とし、全てを満たした場合のみ詳細な調査を行う。

なお、判断基準算定に用いる係数については工事实態調査等を踏まえ適宜最適化を図るものとする。

### 1. 基本的判断基準

応札者は適正な見積りに基づく公正な価格競争結果であること。

応札者は調査に際し誠実で協力的であること。

下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。

工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり（赤字を前提とした見積もり等）は認めない。

発注者が指定した日時までに調査資料が提出されていること。

一般土木工事及び建築工事にあつては、入札価格が予定価格 / 1.05 の 70%以上であること。なお、端数処理は、予定価格 / 1.05 の 70%の円未満を切り捨てるものとする。但し、一般土木工事及び建築工事にあつて、調査基準価格が予定価格の 70%未満である場合、鋼橋製作・架設工、機械設備製作・据付工、電気通信設備工、下水道機械設備工事、下水道電気・通信工事等については適用しない。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない。

調査資料提出期限時点において、配置予定技術者等（主任技術者または監理技術者、現場代理人及び担当技術者）を、配置できることが確認できること。（調査資料提出期限時点とは、発注機関が調査資料の提出期限として、当初に求めた日時をいう。）

### 2. 見積内訳書の判断基準

数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。

材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有すること。

材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。

労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適切に計上されていること。

建設廃棄物は、適正な処理方法、処理費用が計上されていること。

一般土木工事にあつては、直接工事費が発注者の設計金額（直接工事費）の 75%以上であること。建築工事にあつては、直接工事費が発注者の設計金額（直接工事費）の 73.5%以上であること。

共通仮設費は、発注者の設計金額（共通仮設費）の 70%以上であること。

現場管理費は、発注者の設計金額（現場管理費）の 60%以上であること。

一般管理費は、発注者の設計金額（一般管理費）の 30%以上であること。

~ は、一般土木工事、建築工事に適用することとし、一般土木工事及び建築工事において、調査基準価格が予定価格の 70%未満である場合、鋼橋製作・架設工、機械設備製作・据付工、電気通信設備工、下水道機械設備工事、下水道電気・通信工事等については適用しない。

また、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない。

見積内訳書に記載された数量、単価、金額に不整合がないこと。（内訳書に記載された金額の集計が一致しない場合は不整合と見なす。ただし、千円未満の端数処理については、認めることとし、端数処理の箇所については問わないこととする。）

建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。